平成22年 第1回町議会定例会



町政執行方針

| 世界的な経済・金融危機や新<br>世界的な経済・金融危機や新<br>世界的な経済・金融危機や新<br>地域主権型社会の創造や<br>に<br>たな感染症の大流行など世界の<br>本準の維持」の両立に道筋を一<br>のあり方が政権交代により様変<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>して、地域主権型社会の創造や<br>たな成功に行動の主台づくりをしっかりと行<br>たともに、異業種間<br>たという二つの課題に全力で取<br>していくた<br>たにおける基礎自治体<br>たの前をつけていか<br>たこうです。<br>たのは就任にあたり「対話」と<br>であると決意を新た<br>していたにより様変<br>り組み、その道筋をつけていか<br>たうで取<br>した目標に沿った施<br>本本の維持の両<br>に育てることなどの<br>たないればなりません。<br>ためには、町財政の立て直し<br>たともに、異業種間<br>たるであることが<br>たつければなりません。<br>本本の道筋をつけていか<br>に育てることなどの<br>着実に進めることが<br>していたであると決意を新た<br>したりたいた」の町政を継続し<br>す。 | ・<br>はじめに         さ<br>(<br>し)<br>(<br>し)<br>(<br>し)<br>(<br>し)<br>(<br>し)<br>(<br>し)<br>(<br>し)<br>(<br>し   |
|---|--|
| す。<br>であると決意を新たにしていま<br>であると決意を新たにしていま<br>であると決意を新たにしていま<br>であると決意を新たにしていま  | の潮流を見据えた行政運営–<br>の潮流を見据えた行政運営–<br>の潮流を見据えた行政運営–  |
| 赤字解消目標年次を早める努力 →子解消目標年次を早める努力 本。 ・ ・ 中成11年度末の国保特別会 中成21年度末の国保特別会 一 する見通しにあり、また、全道 の市町村で最も少ない基金積立 、町の財政状況は直面する危機的 状況は脱したものの、依然として、当 ことに変わりありません。 このことから、今後の財政健   | 21年度末累積赤字は約2<br>「連結字比率をの・35%と推計」<br>「連結字比率をの・35%と推計」<br>「加納率など、出納閉鎖期までに<br>の推計は難しい状況にあります<br>が、平成21年度当初の累積赤字<br>比率は、約2億8千万円、連結<br>実質赤字比率は、約0・35%程<br>た場合、平成21年度市字比率の確定値<br>うの一般会計繰越金などを考慮<br>した場合、平成21年度市の<br>が、平成21年度当初の累積赤字<br>度と推計しております。 |



議会ニュータイン

るためにも、今後も継続的に関 す 派遣することとしました。 職員を本年4月1日から2年間 名が町に復帰し、 ただく相互交流を行います。 の道職員を積丹町へ派遣してい ともに、道庁からも同じく1名 月1日から1名の町職員を北海 り組みの充実に努めます。 係機関への派遣や研修などの取 政運営能力の向上強化に役立て を進め、基礎自治体としての行 職員の資質の向上や意識改革等 立案能力の向上はもとより、 時代に向けた自治体職員の政策 立ち、地域主権改革の本格化の の貴重な財産となるとの認識に 原動力となり、将来における町 ての役割を果たす努力をします。 道後志支庁へ2年間派遣すると 9ので、 また、後志広域連合へは、 職 本年度は昨年に引き続き、 町職員の人材育成 員の人材育成は、 へ2名を派遣― 今後とも地元町村とし 新たに2名の 町再生の 4 町 1

6



| 町職員給与の復元措置              | <b>打正見職員2名採用</b>  | 7年度まで6年延長        | 業共同利用施設など数多くの当  |
|-------------------------|-------------------|------------------|-----------------|
| 給料削減平均12%から10           | Ī                 |                  | 町の社会資本整備に重要な役割  |
| %に                      | 平成14年以降一般事務職員の    | 国の親たな過政対策        | を果たしてきましたが、今後必  |
| 平成16年度以降、9回にわた          | 退職者の完全補充を行ってきて    | 3月末をもって失効する現行    | 要とされる公共施設等の整備対  |
| る職員の人件費の抑制対策は、          | いないことなどから、平成22年   | の過疎地域自立促進特別措置法   | 策においても、最も重要な国の財 |
| 町財政の健全化の観点から極め          | 1月現在の職員数は61名と、平   | を、平成28年3月31日までの6 | 政支援策の一つとして有効活用  |
| て緊急避難的な対応措置として          | 成4年と比較しますと32名、約   | 年間延長する超党派による議員   | を図らなければなりません。   |
| 行ってきたものであり、今後、          | 34%の減、平成16年比では、24 | 立法が、現在開会中の国会にお   | さらに、ソフト事業の実施に   |
| 財政事情の許す限りにおいて、          | 名、約28%の減となっており、   | いて審議、可決される見通しで   | 要する経費に対する過疎対策債  |
| 可能な限り早期に管内他町村と          | 職員の年齢構成の均衡や適切な    | ţ,               | の充当については、高齢化が進  |
| の均衡ある水準に復元する責務          | 職階制度の維持が難しい状況に    | 主な改正点は、          | む当町において、高齢者が安全  |
| があり、私に課せられた大きな          | おかれているほか、恒常的な残    | ①市町村計画の策定に係る義務   | で安心して暮らすことができる  |
| 優先すべき課題の一つであると          | 業の増加や職員の健康保持など、   | づけの廃止と都道府県に対す    | 地域社会の実現を図るための新  |
| 考えています。                 | 人件費の削減効果以外での課題    | る事前協議の対象内容の見直    | たな財政支援策として期待し、  |
| 現行の抑制策は、本年3月31          | を抱えている実情にあります。    | し等の措置が講じられるこ     | 今後の国の法改正の動向を注視  |
| 日をもって終了することから、          | 従いまして、本年度は4月1     | ىح               | し、その対応にあたります。   |
| 職員労働組合との協議を経て、          | 日付けで、大卒1名、高卒1名、   | ②過疎対策事業債の対象公共施   |                 |
| 平成22年度の給与を本年4月1         | 計2名の正規職員の採用補充を    | 設等が拡大されること。      | さ主言広圏移戎効さの帝浩    |
| 日から現行の <b>月額給料平均12%</b> | 行うこととしました。        | ③市町村計画で定めるソフト事   | 「方丁丁」に一月間一日に    |
| 削減を平均10%に、期末勤勉手         | 今後3年間で9名の定年退職     | 業の実施経費や基金の積立経    |                 |
| 当支給割合3.7月を4.0月          | 者が予定されていることから、    | 費などが、人口、面積、財政    | 小樽市と北後志5町村が定住   |
| に、管理職手当支給率5%を6          | 平成23年度以降も最小限の計画   | 状況などの一定条件を考慮し    | 自立圏形成協定の締結を行う場  |
| %にそれぞれ一部復元すること          | 的な正規職員の採用補充を行い    | て定める範囲内で、過疎対策    | 合の協定内容について検討協議  |
| としました。                  | たいと考えています。        | 債の対象とされること。      | を重ねてきた経緯にあり、小樽  |
| なお、平成23年度以降の復元          | また、そうした対応に際して     | などです。            | 市と各町村とが相互に役割を分  |
| 措置については、財政状況の推          | は、老朽化が著しい職員住宅の    | これまでの過疎対策債は、公    | 担して、定住に必要な都市機能  |
| 移を見極めながら、引き続き対応         | 実態を踏まえて、職員の住環境    | 共施設等の整備を中心に起債対   | と生活機能の確保及び充実を図  |
| してまいりたいと考えています。         | の改善整備も欠かせない課題と    | 象となっており、当町において   | りながら、自立に必要な経済基  |
|                         | なっている現状にあることから、   | も道路、漁港、観光基盤施設、   | 盤等の整備が促進される取組事  |
|                         | その具体的な対策の検討を急い    | 簡易水道・下水道、消防施設、   | 項と、それぞれの役割を、定住  |
|                         | でまいります。           | 福祉施設、住民集会施設、農漁   | 自立圏形成協定案として取りま  |

こらに、ソフト事業の実施に して、定住に必要な都市機能 し各町村とが相互に役割を分 Jされる公共施設等の整備対 当については、高齢化が進 らなければなりません。 ~たしてきましたが、 今後必 |ねてきた経緯にあり、小樽 樽市と北後志5町村が定住 **に住自立圏形成協定の締結** その対応にあたります。 の国の法改正の動向を注視 財政支援策として期待し、 社会の実現を図るための新 、心して暮らすことができる、 |町において、高齢者が安全 る経費に対する過疎対策債 (援策の一つとして有効活用 おいても、最も重要な国の財 社会資本整備に重要な役割 同利用施設など数多くの当 協定内容について検討協議 圏形成協定の締結を行う場 一6市町村が3月議会に提案—